

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和5年2月6日
開 会 時 刻	午前11時45分
閉 会 時 刻	午前11時59分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○井村貴志 宮崎 誠 楠木宏彦
	野崎隆太 吉井詩子 岡田善行 藤原清史
	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠 楠木宏彦
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

鈴木委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、楠木委員の両委員を指名決定した。

「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例について」を議題とし、奥野議事係長から、前回確認した条例案から、今回修正する点についての説明の後、第1章から順次章ごとに協議をしたところ、特に発言もなく、また、別表のフィルムの項については、事務局説明のとおり削除することとし、条例案を決定した。

また、今回訂正したことにより、字句等を調整する必要がある際は、正副委員長に一任することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和5年2月6日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 説明文（令和5年2月6日）

【伊勢市議会の個人情報保護に関する条例について】

それでは「伊勢市議会の個人情報保護に関する条例について」、御説明いたします。

まず、配付しております資料につきまして、資料の見方につきまして説明いたします。

順番は異なりますが、資料2、新旧対照表をお願いします。

資料2につきましては、右側の修正前には12月21日の議会運営委員会でお示ししております条例案の内容を示しております。左側、修正後には、前回、1月13日の議会運営委員会で修正を確認したところ、これについては、網掛けなしの下線表記で表示しています。1月13日の会議で使用しました新旧対象表で誤って記載をしていたところ、これについては、下線なしの網掛け表記で表示しています。それと、今回の議会運営委員会では修正を提案するところ、下線付きの網掛け表記で表示しています。この3つに区別し表記しております。

次に、資料1につきましては、前回の会議で修正を確認したところから、今回の議会運営委員会では修正を提案する内容まで、資料2で示した内容を反映させたものとなっております。本日修正を提案するところについては網掛け表記としております。

それでは、今回修正を提案するところにつきまして説明いたします。

資料2の新旧対照表をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

一番下の第18条です。左側、修正後の一番下の行に「を開始しようとするときは、」とありますが、前回の会議においては、「について」としていたのですが、修正誤りでした。申し訳ございません。

次に、5ページの第5項の2行目に「公文書の写しの送付を求めることができる」とあるのですが、前回の会議においては、「公文書」のところを「行政文書」としていました。これについても修正漏れでしたので、訂正をお願いいたします。

次に、5ページ下段から7ページの別表です。

前回の会議において、委員長から、「別表の内容を、第31条第1項の本文へ入れ込んだらどうか」、また、「同じような内容が何度も出てくるため、「公文書の種別」欄をまとめるなど簡単にできないか」との指摘を受け検討することとしていました。

それを受け、今回、修正を提案させていただきたいと思います。

まず、別表の内容を、第31条第1項の本文へ入れ込む件ですが、総務課と相談をしたところ、国から当局へ示されているものが別表の形となっていること、当局においても別表での記載とすると伺っており、議会におきましても別表のままとさせていただいております。

また、別表の、一番左側の行の「公文書の種別」をまとめることにつきましては、真ん中の列の「開示の実施方法」、右の列「手数料の額」で同じ内容のものものありますが、完全に一致するものではないため、「公文書の種別」をまとめることなく、そのままの区分としております。

次に、真ん中の「開示の実施方法」の列で、例えば、6ページ中段のフィルムのところ

をお願いします。

右側の表、修正前では、真ん中の列のところですが、「用紙に印刷したもの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る）の交付」とありますが、その下にも同じような表記で、「用紙に印刷したもの（多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る）の交付」と区別をしておりましたが、左側の修正後の表のように、表の右「手数料の額」の列で「黒色単色刷りの場合」「多色刷りの場合」と区別して表示するように改めております。

この表のほかのところにつきましても、同様に修正をしております。

あと、今回の資料では修正をしておりますが、フィルムにつきまして、こういったものがこれに該当するのか総務課で確認したところ、写真のフィルムやビデオテープ、マイクロフィルムなどのことで、当局においてはマイクロフィルムに個人情報が入ったものがあるとのことで、フィルムの項を上げているとのことでしたが、議会事務局としては個人情報を含むマイクロフィルムはなく、また、写真のフィルムやビデオテープについては、個人情報に該当するものが議会にあるかといわれると、ないと考えております。

なければフィルムの項を削除してもよいと総務課に確認をしておりますので、フィルムの項を削除することにつきましても検討いただければと思います。

また、今回、協議いただいた内容で、検察庁へ修正がある旨連絡をします。検察庁での確認が終了しましたら、各委員へその旨連絡をさせていただきます。3月定例会で上程し、審議をいただくこととなりますが、3月定例会での審議日程についても、検察庁での確認作業のタイミングで変わってきますので、確定次第、協議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

説明は以上です。よろしく御協議をお願いいたします。